

10月は

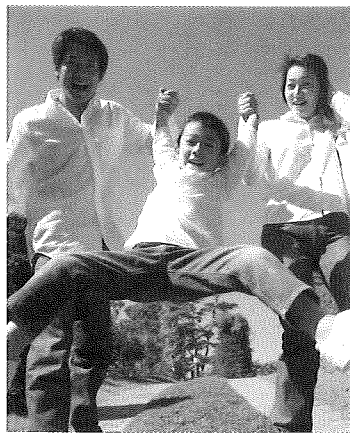
「健保連・第50回健康強調月間」

「みんな」ではじめる、すこやか健康習慣

健康の保持・増進、体力づくりは、私たちがすこやかな毎日を築上げるうえで、今も昔も変わらない大切なテーマです。

健康保険組合連合会（健保連）では、10月1日からの1か月間を「健康強調月間」として、健康保険組合が効率的・効果的な保健事業を実施し、加入者の健康意識を高めることで、「みんな」で協力して健康になることを目指しています。

健康強調月間では、「みんな」ではじめる、すこやか健康習慣」をスローガンに「運動」「栄養・食生活」「禁煙」の3つをサブテーマに掲げていきます。健康保険組合では、今年度からデータヘルスに基づく健康づくり事業を展開しています。50回の節目を迎える健康強調月間を併せて参加され、加入者のみなさんが「すこやか健康習慣」を身につけ、健康寿命の延伸につなげていただけるよう各種事業を盛り上げてまいります。ぜひ、ご参加ください。



【第50回健康強調月間】 実施期間

平成27年10月1日～31日

- 主催 健康保険組合連合会・同都道府県連合会・健康保険組合
- 後援 厚生労働省／健康日本21推進全国連絡協議会／公益財団法人健康・体力づくり事業財団／中央労働災害防止協会
- 協力 日本赤十字社／公益財団法人結核予防会／一般社団法人日本病院会／公益社団法人全日本病院協会／公益社団法人日本人間ドック学会／一般社団法人日本総合健診医学会／特定非営利活動法人日本人間ドック健診協会

健康保険法の一部が改正されます

● 来年度から施行される制度改正のポイントを抜き出しました。

① 標準報酬月額・標準賞与額の上限の引上げ

標準報酬月額の上限に3等級分を追加し、上限額が47等級（121万円）から50等級（139万円）となります。

年度における標準賞与額の上限額も540万円から573万円となります。

施行日 平成28年4月1日

② 患者申出療養を創設

国内未承認の医薬品等を迅速に使用できるように、患者の申出に基づいて厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を実施する場合、新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養が創設されます。

施行日 平成28年4月1日

③ 傷病手当金・出産手当金の基礎となる額の見直し

算定の基礎となる日額が、直近12月間の標準報酬月額の平均額の

30分の1となります。

施行日 平成28年4月1日

④ 入院時食事療養費の見直し

入院時の食事負担額が段階的に引上げとなります。

施行日 平成28年4月1日

⑤ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

後期高齢者支援金の算定方法が、平成29年度までに加入者割から全面総報酬割となります。

施行日 平成27年5月29日

⑥ 健康保険料率の上限の引上げ

健康保険料率の上限が、120%から130%となります。

施行日 平成28年4月1日